



福岡県医発第 1046 号（地）

令和 3 年 7 月 2 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会 長 松 田 峻一良

（公 印 省 略）

福岡県不妊に悩む方への特定治療支援事業実施要綱の改正について

今般、標記の件について、福岡県保健医療介護部より別添のとおり周知方依頼がありました。

本件は、福岡県不妊に悩む方への特定治療支援事業の実施要綱が別添新旧対照表のとおり改正された旨を通知するものです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、福岡県産婦人科医会及び特定治療支援事業における指定医療機関に対しては、福岡県保健医療介護部より通知されておりますことを申し添えます。

記

主な改正点

- ・ 令和 2 年 12 月 31 日以前に終了した治療に対する助成制度の適用に必要な文言の削除

小郡三井医師会より

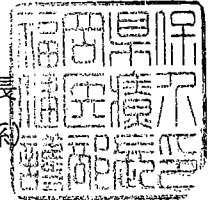
母子保健担当理事 橋本朋也
会長 島田昇二郎

3 健 第 4 6 1 号

令和3年5月27日

公益社団法人
福岡県医師会会長 殿

福岡県保健医療介護部長
(健康増進課母子保健係)



福岡県不妊に悩む方への特定治療支援事業実施要綱の改正について（通知）

本県の母子保健事業の推進につきましては、日頃から御協力を賜り厚くお礼申し上げます。
このたび、標記実施要綱について、下記のとおり改正いたしましたので、貴会会員へ周知いただきますようお願いいたします。

なお、福岡県産婦人科医会、指定医療機関には別途通知しておりますことを申し添えます。

記

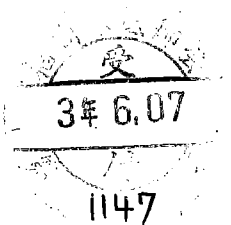
1 改正点

令和2年12月31日以前に終了した治療に対する助成制度の適用に必要な文言の削除

2 送付内容

- (1) 福岡県不妊に悩む方への特定治療支援事業実施要綱新旧対象表
- (2) 福岡県不妊に悩む方への特定治療支援事業実施要綱（改正後本文）

福岡県保健医療介護部
健康増進課母子保健係 中島 近藤
TEL 092-643-3307



福岡県不妊に悩む方への特定治療支援事業実施要綱の一部を改正する要綱

福岡県不妊に悩む方への特定治療支援事業実施要綱（令和３年２月２４日施行）の一部を別紙新旧対照表のとおり改正する。

附則

この要綱は、令和３年５月２７日から施行し、令和３年４月１日から適用する。

福岡県不妊に悩む方への特定治療支援事業実施要綱 新旧対照表

新	旧
福岡県不妊に悩む方への特定治療支援事業実施要綱	福岡県不妊に悩む方への特定治療支援事業実施要綱
第1条～第2条 (略)	第1条～第2条 (略)
(助成対象者)	(助成対象者)
第3条 この事業の助成対象者は、特定不妊治療及び第4条第1項第3号に規定する男性不妊治療(以下「特定不妊治療等」という。)を受けた夫婦(事実婚含む)であって、第1号から第4号の要件の全てに該当する者とする。	第3条 この事業の助成対象者は、特定不妊治療及び第4条第1項第3号に規定する男性不妊治療(以下「特定不妊治療等」という。)を受けた夫婦(事実婚含む)であって、第1号から第3号の要件の全てに該当する者とする。 <u>ただし、令和2年12月31日以前に終了した治療について申請する夫婦にあっては、第1号から第5号の要件の全てに該当する者とする。</u>
(1)申請日に夫婦の双方又はいずれかが、県内市町村(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項に規定する指定都市及び同法第252条の22第1項に規定する中核市を除く。)に住所を有すること	(1)申請日に夫婦の双方又はいずれかが、県内市町村(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項に規定する指定都市及び同法第252条の22第1項に規定する中核市を除く。)に住所を有すること
(2)特定不妊治療以外の治療法によっては、妊娠の見込みがない又は極めて少ないと医師に診断された夫婦であること	(2)特定不妊治療以外の治療法によっては、妊娠の見込みがない又は極めて少ないと医師に診断された夫婦であること
(3)治療期間の初日における妻の年齢が43歳未満であること。	(3)治療期間の初日における妻の年齢が43歳未満であること。
(4)特定不妊治療開始時に夫婦であること(事実婚含む)	(4)特定不妊治療開始時に <u>法律上</u> の夫婦であること
	<u>(5)夫及び妻の前年の所得(1月から5月までの申請については前々年の所得)の合計金額が730万円未満であること</u>
	<u>2 前項第5号の所得の範囲については、児童手当法施行令(昭和46年政令第281号)第2条の例による。</u>
	<u>3 第1項第5号の所得額の計算方法については、児童手当法施行令第3条の例による。</u>
2 第1項の規定にかかわらず、令和2年3月31日時点で妻の年齢が42歳である夫婦であって、令和2年度に新型コロナウイルスの感染防止の観点から治療を延期した者にあつては、妻の年齢が44歳に到達する日の前日までの間に限り、対象者とする。	4 第1項の規定にかかわらず、令和2年3月31日時点で妻の年齢が42歳である夫婦であつて、令和2年度に新型コロナウイルスの感染防止の観点から治療を延期した者にあつては、妻の年齢が44歳に到達する日の前日までの間に限り、対象者とする。
(助成対象治療)	(助成対象治療)
第4条 略	第4条 略
(助成金の額及び助成回数)	(助成金の額及び助成回数)
第5条 前条第1項第1号及び第2号に規定する特定不妊治療により助成する金額(以下「助成額」という。)は、1回の治療につき、別添のA、B、D及びEについては30万円、C及びFについては10万円を上限額とする。	第5条 前条第1項第1号及び第2号に規定する特定不妊治療により助成する金額(以下「助成額」という。)は、1回の治療につき、別添のA、B、D及びEについては30万円、C及びFについては10万円を上限額とする。 <u>ただし、令和2年12月31日までに終了した治療については、別添のA、B、D及びEは初回の助成を除き15万円、C及びFは7万5千円を上限額とする。</u>
2 通算助成回数は、初めて助成を受けた際の治療期間の初日における妻の年齢が40歳未満であるときは6回	2 通算助成回数は、初めて助成を受けた際の治療期間の初日における妻の年齢が40歳未満であるときは6回(4

福岡県不妊に悩む方への特定治療支援事業実施要綱 新旧対照表

(40歳以上であるときは3回)までとする。ただし、令和2年3月31日時点で妻の年齢が39歳である夫婦であって、令和2年度に新型コロナウイルスの感染防止の観点から治療を延期した者にあつては、初めて助成(次項により助成回数をリセットする場合においては、リセット後最初の助成)を受けた際の治療期間の初日における妻の年齢が41歳未満であるときは、通算助成回数を6回とする。 3 助成を受けた後、出産(妊娠 12 週以降の死産含む)したことがある場合は、助成回数をリセットし、当該出産後最初の助成を初回とすることができる。 4 特定不妊治療を行うにあたり、前条第1項第3号に規定する男性不妊治療を行った場合は、第1項のほか、1回の治療につき30万円まで助成する。 5 第1項の「1回の治療」とは、採卵準備のための投薬開始から、体外受精または顕微授精1回に至る治療の過程をいう。また、以前に行った体外受精または顕微授精により作られた受精胚による凍結胚移植も1回の治療とみなす。 6 前条第1項第1号及び第2号に規定する特定不妊治療において別添の C の助成を1回以上受けたことがある場合には、通算助成回数が第2項の規定を超える場合であっても、これまでに受けた助成額を次の各号の金額とみなして合計した額が、初めて助成を受けた際の治療期間の初日における妻の年齢が40歳未満であるときは105万円、40歳以上であるときは60万円に達するまで助成を受けることができる。ただし、第3項により助成回数をリセットする場合においては、一子毎に同様の取扱いをすることができる。 (1)別添の A、B、D 及び E 並びに男性不妊治療(単独申請分) 15万円(令和2年12月31日までに終了した治療であり、かつ初回の助成の場合は30万円) (2)別添の C 及び F 7万5千円 7 他の都道府県又は指定都市若しくは中核市(以下「他の事業実施自治体」という。))において、特定不妊治療等の助成を受けているときは、前第1項から第5項による助成を受けたものとみなして、本条の規定を適用する。 (助成の申請) 第6条 助成を受けようとする夫婦(以下「申請者」という。))は、原則として、治療が終了した日又は中断日の属する年度内に申請するものとする。ただし、3月1日から3月31日の間に終了した治療については、翌年度4月30日まで申請を行うことができるものとする。 2 申請者は、福岡県不妊に悩む方への特定治療支援事業申請書(様式第1号)(以下「申請書」という。))に、次に掲げる書類を添えて、居住地を管轄する保健福祉環境事務所長又は保健福祉事務所長(以下「保健福祉環境事務所長等」という。))に申請するものとする。ただし、前回以前の申請時に提出した②、③の書類で、それぞれの発行日から3ヶ月以内のものは添付を省略することができる。	0歳以上であるときは3回)までとする。ただし、令和2年3月31日時点で妻の年齢が39歳である夫婦であつて、令和2年度に新型コロナウイルスの感染防止の観点から治療を延期した者にあつては、初めて助成(次項により助成回数をリセットする場合においては、リセット後最初の助成)を受けた際の治療期間の初日における妻の年齢が41歳未満であるときは、通算助成回数を6回とする。 3 <u>令和3年2月25日以降に申請する場合において</u>、助成を受けた後、出産(妊娠 12 週以降の死産含む)したことがある場合は、助成回数をリセットし、当該出産後最初の助成を初回とすることができる。 4 特定不妊治療を行うにあたり、前条第1項第3号に規定する男性不妊治療を行った場合は、第1項のほか、1回の治療につき30万円まで助成する。<u>ただし、令和2年12月31日までに終了した男性不妊治療については、初回の助成を除き15万円を上限額とする。</u> 5 第1項の「1回の治療」とは、採卵準備のための投薬開始から、体外受精または顕微授精1回に至る治療の過程をいう。また、以前に行った体外受精または顕微授精により作られた受精胚による凍結胚移植も1回の治療とみなす。 6 <u>第1項の治療において別添の C の助成を1回以上受けたことがある場合には</u>、通算助成回数が第2項の規定を超える場合であっても、これまでに受けた助成額を次の各号の金額とみなして合計した額が、初めて助成を受けた際の治療期間の初日における妻の年齢が40歳未満であるときは105万円、40歳以上であるときは60万円に達するまで助成を受けることができる。ただし、第3項により助成回数をリセットする場合においては、一子毎に同様の取扱いをすることができる。 (1)別添の A、B、D 及び E 並びに男性不妊治療(単独申請分) 15万円(令和2年12月31日までに終了した治療であり、かつ初回の助成の場合は30万円) (2)別添の C 及び F 7万5千円 7 他の都道府県又は指定都市若しくは中核市(以下「他の事業実施自治体」という。))において、特定不妊治療等の助成を受けているときは、前第1項から第5項による助成を受けたものとみなして、本条の規定を適用する。 (助成の申請) 第6条 助成を受けようとする夫婦(以下「申請者」という。))は、原則として、治療が終了した日又は中断日の属する年度内に申請するものとする。ただし、3月1日から3月31日の間に終了した治療については、翌年度4月30日まで申請を行うことができるものとする。 2 申請者は、福岡県不妊に悩む方への特定治療支援事業申請書(様式第1号)(以下「申請書」という。))に、次に掲げる書類を添えて、居住地を管轄する保健福祉環境事務所長又は保健福祉事務所長(大牟田市にあつては<u>大牟田市長</u>)(以下「保健福祉環境事務所長等」という。))に申請するものとする。ただし、前回以前の申請時に提出した(1)の②、③及び(2)の②、③の書類で、それぞれの発行日から3ヶ月以内のものは添付を省略することができる。 (1) <u>令和2年12月31日までに終了した治療の申請にあたっては、次の①から⑤の書類を添付すること。</u> ① 福岡県不妊に悩む方への特定治療支援事業受診等証明書(様式第2号)及び指定医療機関が発行した
---	--

福岡県不妊に悩む方への特定治療支援事業実施要綱 新旧対照表

① 福岡県不妊に悩む方への特定治療支援事業受診等証明書(様式第2号)及び指定医療機関が発行した当該治療に要した費用に係る領収書 ② 住民票の写し(発行日から3ヶ月以内のもの。事実婚の夫婦は、夫婦両人のものが必要。) ③ 夫婦両人の戸籍謄本(発行日から3ヶ月以内のもの。法律婚の夫婦であって、婚姻の事実を住民票で確認できる場合は、省略できる。) ④ 死産届の写し等(助成制度を利用後、死産に至ったことがあり、かつ、第5条第3項に規定するリセットを行う場合に限る) ⑤ 前各号に掲げるもののほか知事が必要と認める書類 ⑥ 夫婦両人の事実婚関係に関する申立書(様式4号)(同一世帯でない場合、その理由について記載すること) 3 保健福祉環境事務所長等は、申請を受け付けたときは、その内容を審査の上、知事に進達するものとする。 第7条～第13条 略	<u>当該治療に要した費用に係る領収書</u> <u>② 住民票の写し、又は住所を確認できる書類(発行日から3ヶ月以内のもの)</u> <u>③ 法律上の夫婦であることを証明する書類(発行日から3ヶ月以内のもの。ただし、住民票で確認できる場合は省略することができる。)</u> <u>④ 夫及び妻の所得の額を証明する書類</u> <u>⑤ 前各号に掲げるもののほか知事が必要と認める書類</u> <u>(2) 令和3年1月1日以降に終了した治療の申請にあたっては、次の①から⑥の書類を添付すること。なお、事実婚の夫婦にあつては、①から⑦のうち④を除いた書類を添付すること。</u> ① 福岡県不妊に悩む方への特定治療支援事業受診等証明書(様式第2号)及び指定医療機関が発行した当該治療に要した費用に係る領収書 ② 住民票の写し(発行日から3ヶ月以内のもの。事実婚の夫婦は、夫婦両人のものが必要。) ③ 夫婦両人の戸籍謄本(発行日から3ヶ月以内のもの。法律婚の夫婦であって、婚姻の事実を住民票で確認できる場合は、省略できる。) ④ 夫及び妻の所得の額を証明する書類 ⑤ 死産届の写し等(助成制度を利用後、死産に至ったことがあり、かつ、第5条第3項に規定するリセットを行う場合に限る) ⑥ 前各号に掲げるもののほか知事が必要と認める書類 ⑦ 夫婦両人の事実婚関係に関する申立書(様式4号)(同一世帯でない場合、その理由について記載すること) 3 保健福祉環境事務所長等は、申請を受け付けたときは、その内容を審査し、次の各号に区分して、知事に進達するものとする。 <u>(1) 第5条第6項に係る申請</u> <u>(2) 令和2年12月31日以前に終了した治療に係る申請(ただし、前号に該当するものは除く。)</u> <u>(3) 令和3年1月1日以降に終了した治療に係る申請のうち、「母子保健医療対策総合支援事業の実施について」(平成17年8月23日付雇発第0823001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)別紙「母子保健医療対策総合支援事業実施要綱」の別添12「不妊に悩む方への特定治療支援事業」に定める助成対象者の要件に該当する者が行うもの(ただし、第1号に該当するものは除く。)</u> <u>(4) 令和3年1月1日以降に終了した治療に係る申請のうち、前号に該当しない者が行うもの(ただし、第1号に該当するものは除く。)</u> 第7条～第13条 略
--	---

福岡県不妊に悩む方への特定治療支援事業実施要綱 新旧対照表

様式第1号

必ず、申請前に、申請窓口（お住まいを管轄する保健福祉（環境）事務所・大牟田市）に、申請内容・申請方法等について電話等でご相談ください

福岡県不妊に悩む方への特定治療支援事業申請書

受給者番号					
申請者	(ふりがな) 氏 名		生 年 月 日		今回の治療 開始日の年齢
(ふりがな) 夫	()		昭和 年 月 日		() 歳
(ふりがな) 妻	()		昭和 年 月 日		() 歳
住所 (*1)	〒		電話 ()		
住所 (*2)	〒		電話 ()		
婚姻年月日(戸籍法上の婚姻届出)		年 月 日			
本事業の 申請回数等	過去の申請年度(年度)		備考		
	本年度申請[]回目 通算[]回目 男性不妊治療[]回目				
上記のとおり関係書類を添えて、不妊治療費の助成を申請します。					
年 月 日					
申請者					
氏名 夫 妻					
福 岡 県 知 事 殿					

注)

- *1 夫婦の住所を記入する。
- *2 夫婦の住所が異なる場合に記入する。
住所が異なる場合とは、単身赴任等の理由で、夫又は妻が異なる場所に住所を有する場合をいう。
- 3 太枠の中のみ記入してください

(添付書類)

- 1 福岡県不妊に悩む方への特定治療支援事業受診等証明書
- 2 住民票謄本(発行日から3ヶ月以内のもの)※筆頭者、続柄入り
※事実婚の夫婦の場合は、夫婦両人のものが必要
- 3 夫婦両人の戸籍謄本(発行日から3ヶ月以内のもの。)
※住民票謄本で、戸籍上の夫婦であることを確認できない場合に限り。
- 4 指定医療機関発行の当該治療に係る領収書
- 5 死産届の写し等(助成制度を利用して不妊治療を受け、死産に至ったことがあり、かつ、助成回数のリセットを行う場合に限り)
- 6 夫婦両人の事実婚姻関係に関する申立書(事実婚の場合に限り)

事務所受付印	県庁健康増進課印

様式第1号

必ず、申請前に、申請窓口（お住まいを管轄する保健福祉（環境）事務所・大牟田市）に、申請内容・申請方法等について電話等でご相談ください

福岡県不妊に悩む方への特定治療支援事業申請書

受給者番号					
申請者	(ふりがな) 氏 名		生 年 月 日		今回の治療 開始日の年齢
(ふりがな) 夫	()		昭和 年 月 日		() 歳
(ふりがな) 妻	()		昭和 年 月 日		() 歳
住所 (*1)	〒		電話 ()		
住所 (*2)	〒		電話 ()		
婚姻年月日(戸籍法上の婚姻届出)		年 月 日			
本事業の 申請回数等	過去の申請年度(年度)		備考		
	本年度申請[]回目 通算[]回目 男性不妊治療[]回目				
上記のとおり関係書類を添えて、不妊治療費の助成を申請します。					
年 月 日					
申請者					
氏名 夫 妻					
福 岡 県 知 事 殿					

注)

- *1 夫婦の住所を記入する。
- *2 夫婦の住所が異なる場合に記入する。
住所が異なる場合とは、単身赴任等の理由で、夫又は妻が異なる場所に住所を有する場合をいう。
- 3 太枠の中のみ記入してください

(添付書類)

- (1) 令和2年12月31日までに終了した治療の場合
 - 1 福岡県不妊に悩む方への特定治療支援事業受診等証明書
 - 2 住民票謄本(発行日から3ヶ月以内のもの)※筆頭者、続柄入り
 - 3 戸籍謄本(発行日から3ヶ月以内のもの)
※住民票謄本で、戸籍上の夫婦であることを確認できない場合に限り。
 - 4 夫及び妻の前年(申請日が1月から5月までの場合は前々年)の所得証明書(市町村発行)
 - 5 指定医療機関発行の当該治療に係る領収書
- (2) 令和3年1月1日以降に終了した治療の場合
 - 1 福岡県不妊に悩む方への特定治療支援事業受診等証明書
 - 2 住民票謄本(発行日から3ヶ月以内のもの)※筆頭者、続柄入り
※事実婚の夫婦の場合は、夫婦両人のものが必要
 - 3 夫婦両人の戸籍謄本(発行日から3ヶ月以内のもの。)
※住民票謄本で、戸籍上の夫婦であることを確認できない場合に限り。
 - 4 夫及び妻の前年の所得証明書(市町村発行)
※法律婚の夫婦且つ令和2年度分として申請する場合のみ
 - 5 指定医療機関発行の当該治療に係る領収書
 - 6 死産届の写し等(助成制度を利用して不妊治療を受け、死産に至ったことがあり、かつ、助成回数のリセットを行う場合に限り)
 - 7 夫婦両人の事実婚姻関係に関する申立書(事実婚の場合に限り)

事務所受付印	県庁健康増進課印

福岡県不妊に悩む方への特定治療支援事業実施要綱 新旧対照表

様式第2号～様式第11号 略	様式第2号～様式第11号 略
-----------------------	-----------------------

福岡県不妊に悩む方への特定治療支援事業実施要綱

(目 的)

第1条 不妊治療のうち、体外受精及び顕微授精(以下「特定不妊治療」という。)を希望しているにもかかわらず、経済的負担を感じている夫婦に対し、特定不妊治療に要する費用の一部を助成することにより、特定不妊治療を受けやすくし、もって、不妊の悩みに対する支援の一助とすることを目的とする。

(実施方法)

第2条 この事業は、県が、第3条に規定する助成対象者が第4条に規定する助成対象治療を受けた場合に、第5条の規定により算定される金額を助成することにより実施する。

(助成対象者)

第3条 この事業の助成対象者は、特定不妊治療及び第4条第1項第3号に規定する男性不妊治療(以下「特定不妊治療等」という。)を受けた夫婦(事実婚含む)であって、第1号から第4号の要件の全てに該当する者とする。

(1)申請日に夫婦の双方又はいずれかが、県内市町村(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項に規定する指定都市及び同法第252条の22第1項に規定する中核市を除く。)に住所を有すること

(2)特定不妊治療以外の治療法によっては、妊娠の見込みがない又は極めて少ないと医師に診断された夫婦であること

(3)治療期間の初日における妻の年齢が43歳未満であること。

(4)特定不妊治療開始時に夫婦であること(事実婚を含む)

2 第1項の規定にかかわらず、令和2年3月31日時点で妻の年齢が42歳である夫婦であって、令和2年度に新型コロナウイルスの感染防止の観点から治療を延期した者にあつては、妻の年齢が44歳に到達する日の前日までの間に限り、対象者とする。

(助成対象治療)

第4条 助成対象治療は、第10条の規定により知事が指定した医療機関(以下「指定医療機関」という。)によって行われた特定不妊治療等であつて、夫婦間で行う公的医療保険が適用されない次の各号に掲げる治療(第1号及び第2号については別添のAからFのいずれかにあてはまるものとし、G及びHは助成の対象としない)とする。ただし、受精胚の管理料、入院費、食事代、証明書などの文書料等治療に直接関係のない費用は助成対象としない。

(1)体外受精・胚移植

(2)顕微授精・胚移植

(3)特定不妊治療に至る経過の一環として行われる精巣内精子回収法(TESE)、精巣上

体精子吸引法(MESA)、精巣内精子吸引法(TESA)、経皮的精巣上体精子吸引法(PESA)及びこれらに伴い採取した精子の凍結(以下「男性不妊治療」という。)

- 2 医師の判断に基づき、やむを得ず治療を中止した場合についても、卵胞が発育しない等により卵子採取以前に中止した場合を除き、助成の対象とする。ただし、以下に掲げる治療は助成の対象としない。

- (1) 夫婦以外の第三者からの精子、卵子、胚の提供による不妊治療
- (2) 代理母(妻が卵巣と子宮を摘出したことなどにより、妻の卵子が使用できず、かつ、妻が妊娠できない場合に、夫の精子を妻以外の第三者の子宮に医学的な方法で注入して、当該第三者が妻の代わりに妊娠・出産するもの)
- (3) 借り腹(夫婦の精子と卵子は使用できるが、子宮摘出等により、妻が妊娠できない場合に、夫の精子と妻の卵子を体外受精して得た胚を妻以外の第三者の子宮に注入して、当該第三者が妻の代わりに妊娠・出産するもの)

(助成金の額及び助成回数)

第5条 前条第1項第1号及び第2号に規定する特定不妊治療により助成する金額(以下「助成額」という。)は、1回の治療につき、別添のA、B、D及びEについては30万円、C及びFについては10万円を上限額とする。

- 2 通算助成回数は、初めて助成を受けた際の治療期間の初日における妻の年齢が40歳未満であるときは6回(40歳以上であるときは3回)までとする。ただし、令和2年3月31日時点で妻の年齢が39歳である夫婦であって、令和2年度に新型コロナウイルスの感染防止の観点から治療を延期した者にあつては、初めて助成(次項により助成回数をリセットする場合においては、リセット後最初の助成)を受けた際の治療期間の初日における妻の年齢が41歳未満であるときは、通算助成回数を6回とする。
- 3 助成を受けた後、出産(妊娠 12 週以降の死産含む)したことがある場合は、助成回数をリセットし、当該出産後最初の助成を初回とすることができる。
- 4 特定不妊治療を行うにあたり、前条第1項第3号に規定する男性不妊治療を行った場合は、第1項のほか、1回の治療につき30万円まで助成する
- 5 第1項の「1回の治療」とは、採卵準備のための投薬開始から、体外受精または顕微授精1回に至る治療の過程をいう。また、以前に行った体外受精または顕微授精により作られた受精胚による凍結胚移植も1回の治療とみなす。
- 6 前条第1項第1号及び第2号に規定する特定不妊治療において別添の C の助成を1回以上受けたことがある場合には、通算助成回数が第2項の規定を超える場合であっても、これまでに受けた助成額を次の各号の金額とみなして合計した額が、初めて助成を受けた際の治療期間の初日における妻の年齢が40歳未満であるときは105万円、40歳以上であるときは60万円に達するまで助成を受けることができる。ただし、第3項により助成回数をリセットする場合においては、一子毎に同様の取扱いをすることができる。

(1)別添の A、B、D 及び E 並びに男性不妊治療(単独申請分) 15万円(初回の助成の場合は30万円)

(2)別添の C 及び F 7万5千円

- 7 他の都道府県又は指定都市若しくは中核市(以下「他の事業実施自治体」という。)において、特定不妊治療等の助成を受けているときは、前第1項から第5項による助成を受けたものとみなして、本条の規定を適用する。

(助成の申請)

第6条 助成を受けようとする夫婦(以下「申請者」という。)は、原則として、治療が終了した日又は中断日の属する年度内に申請するものとする。ただし、3月1日から3月31日の間に終了した治療については、翌年度4月30日まで申請を行うことができるものとする。

- 2 申請者は、福岡県不妊に悩む方への特定治療支援事業申請書(様式第1号)(以下「申請書」という。)に、次に掲げる書類を添えて、居住地を管轄する保健福祉環境事務所長又は保健福祉事務所長(以下「保健福祉環境事務所長等」という。)に申請するものとする。ただし、前回以前の申請時に提出した②、③の書類で、それぞれの発行日から3ヶ月以内のものは添付を省略することができる。

- ① 福岡県不妊に悩む方への特定治療支援事業受診等証明書(様式第2号)及び指定医療機関が発行した当該治療に要した費用に係る領収書
- ② 住民票の写し(発行日から3ヶ月以内のもの。事実婚の夫婦は、夫婦両人のものが必要。)
- ③ 夫婦両人の戸籍謄本(発行日から3ヶ月以内のもの。法律婚の夫婦であって、婚姻の事実を住民票で確認できる場合は、省略できる。)
- ④ 死産届の写し等(助成制度を利用後、死産に至ったことがあり、かつ、第5条第3項に規定するリセットを行う場合に限り)
- ⑤ 前各号に掲げるもののほか知事が必要と認める書類
- ⑥ 夫婦両人の事実婚関係に関する申立書(様式4号)(同一世帯でない場合、その理由について記載すること)

- 3 保健福祉環境事務所長等は、前項に掲げる書類を受理したときは、その内容を審査の上、知事に進達するものとする。

(助成の決定)

第7条 知事は、申請書等を審査し、助成の可否及び助成額の決定を行い、その結果を、保健福祉環境事務所長等を経由して申請者に通知するものとする。

(助成金の交付)

第8条 知事は、助成決定後、申請者に対して、口座振替の方法により助成金を交付するものとする。

(助成金の返還)

第9条 知事は、偽りその他の不正行為により助成金の交付を受けた者があるときは、その者から当該助成した額の全部又は一部を返還させることができる。

(医療機関の指定等)

第10条 知事は、公益社団法人日本産科婦人科学会(以下「学会」という。)の会告等に定める要件を満たし「学会見解に基づく諸登録施設」として登録されている医療機関又は学会の会告等に定める要件を満たしていると認められる医療機関であって、福岡県不妊に悩む方への特定治療支援事業の実施医療機関における設備・人員等の指定要件に関する福岡県の基準(別紙1又は2)を満たす医療機関の申請により、指定医療機関の指定を行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、不妊に悩む方への特定治療支援事業を実施する他の都道府県等の長(知事又は市長)が、特定不妊治療等を実施する医療機関として指定している場合は、知事が指定したものとみなす。

3 第1項の申請は、様式第5号-1又は2によるものとする。

4 第1項の指定は、3年ごとに更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

5 前項の更新の申請は、様式第5号-1又は2によるものとする。

6 知事は、医療機関の開設者から指定医療機関の申請が提出されたときは、指定又は更新の適否を判断し、様式第6号又は様式第7号により申請者に通知しなければならない。なお、適否の判断にあたっては、有識者の意見を徴することができる。

7 指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

8 知事は、指定医療機関を指定したときは、指定医療機関の所在地、名称及び開設者の氏名等を広く県民に周知するものとする。

9 知事は、指定医療機関に対して、必要な調査又は報告を求めることができる。

10 指定医療機関の開設者は、毎年の不妊治療の実施に係る情報等を、様式第8号-1又は2及び様式第9号により知事に報告することとする。なお、様式8号-1又は2は報告を必須とするが、様式第9号については任意とする。

11 知事は、前項に示す管内の指定医療機関が提出する情報について把握し、ホームページ上に掲載するものとする。

12 知事は、指定医療機関に特定不妊治療等を行わせることについて、第1項の規定に定める基準に適合しなくなったとき、その他著しく不相当であると認められる事由があるときは、調査を行った上で、その指定を取り消すことができる。また、取り消しにあたっては、有識者の意見を徴さなければならない。

13 指定医療機関がその名称、所在地又は実施する特定不妊治療等の内容を変更する場合は、様式第10号により、知事に届け出なければならない。特定不妊治療等を休止、再開又は廃止する場合においても、様式第11号により、同様に知事に届け出ることとする。

(助成台帳)

第11条 知事及び保健福祉環境事務所等の長は、助成の状況を明確にするため、福岡県不妊に悩む方への特定治療支援事業台帳(様式第3号)を備え付けるものとする。

なお、転居等により、以前の助成状況を把握していない場合には、前住所地等へ照会するなど適宜確認を行うこと。

(広報活動等)

第12条 知事及び保健福祉環境事務所等の長は、この事業の実施にあたり、医師会、市町村その他関係機関等への周知を図るとともに十分な連携に努め、積極的な協力を求めるものとする。

2 知事及び保健福祉環境事務所等の長は、高齢での妊娠・出産は、様々なリスクが高まるとともに、出産に至る確率も低くなることが医学的にも明らかになっていることなどについて、正確な情報提供、普及啓発を図るなど、広く広報等を行うものとする。また、子どもを持ちたいと願う家庭の選択肢として、申請者の希望に応じて里親・特別養子縁組制度の普及啓発等を実施するものとする。

3 この事業の関係者は、申請者が安心して助成に関する相談ができるようプライバシーの保護に配慮するものとする。

第13条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年6月1日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年6月8日から施行し、改正後の「福岡県不妊治療費助成事業実施要綱」の規定は、平成19年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 平成19年3月31日において、改正前の第4条第2項の指定を受けていた者は、平成19年4月1日に第10条の指定を受けたものとみなす。この場合において、指定の有効期間は、平成20年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成20年3月28日から施行する。ただし、第3条第1項の改正規定及び第6条第1項の改正規定は、同年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年11月11日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年8月12日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年1月26日から施行し、平成21年10月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年7月27日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年5月25日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年6月28日から施行し、平成24年7月9日から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年2月22日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年3月27日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年2月3日から施行し、平成28年1月20日から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年2月22日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年12月13日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年6月13日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年5月12日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年2月24日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年5月27日から施行し、令和3年4月1日から適用する。